

ちょっとしたお手伝いが、地域の大きな支えに



京都市

地域支え合い活動 補助事業



京都市では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援活動を行う団体を対象とした補助制度を新たに実施します。
あなたも地域のために、あたたかい「支え合い」の活動をしてみませんか？

充実した 補助内容

立ち上げから
日常の活動経費まで
しっかりサポート

月1回から でOK

要支援者等に対して
月1回以上活動していれば
補助を受けられます

自主的な 活動を尊重

補助を受けることで
団体の活動が制約される
ことはありません

「住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らす」
その願いを支える団体の活動を応援します！



補助対象となる団体

以下の条件を満たす法人又は任意団体が対象です。

- 京都市内に活動拠点及び活動範囲があること
- 構成員が2名以上いること

※ただし、暴力団等や、その統制下の団体、宗教活動や政治活動を目的とした団体、課税対象で市税を滞納している団体は、補助対象外となります。

補助対象となる活動

要支援者等の居宅を訪問して行う生活支援活動が対象です。

<「要支援者等」とは？>

以下のいずれかに該当し、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメント等を受けた方を指します。







- 要支援1又は2の認定を受けている方
- 基本チェックリストにより事業対象者に該当する方
- 要介護1～5の認定を受けている方で、当該認定を受ける前から、生活支援活動団体による支援を受けている方

1か月当たり1人以上の要支援者等に支援を行っていただければ、それ以外の方に対して付随的に行う支援に係る費用も補助対象となります。

<生活支援活動の具体的な活動例>

(※ここに記載の活動は例示であり、これに限定されるものではありません。)




家事支援

	掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、大掃除		買い物	買い物
	調理・配食	調理、配下膳、弁当の宅配		洗濯	洗濯、乾燥、収納、アイロンがけ
	ごみ出し	日常行うごみ出し		ベッドメイク	シーツ交換、布団カバー交換

外出・交流支援

	外出付添	徒歩又は公共交通機関を利用した外出の付添い		話し相手	話し相手、見守り等
	送迎	自動車を使用して行う送迎(移動支援)			

その他の困りごとへの支援

	電球交換	電球交換、電気器具の軽微な修繕		庭仕事	草むしり、花木の水やり、植木の剪定等
	不用品整理	ごみの分別、大型ごみの処分		ペットの世話	犬の散歩、餌やり等
	代筆・読上げ	書類の代筆・代読、パソコン操作		衣類の整理・被服の補修	衣類の整理整頓、ボタン付け、破れの補修等

補助金の内容




補助対象経費

- 人件費：利用者の利用調整等を行う者に対する人件費
 - 活動費：活動に要する経費
- ※ 新規団体を立ち上げる場合は別途加算あり

活動費の例

	報償費	ボランティア、研修講師等への謝礼
	光熱水費	専用事務所の電気代、水道代等
	通信運搬費	郵送料、電話代、交通費・ガソリン代等
	印刷製本費	資料等の作成費、印刷費
	物品購入費	事務用品、消耗品等
	ボランティア保険料	ボランティア保険の保険料
	使用料及び賃借料	事務所・駐車場の使用料、備品等の賃借料

●自動車を使用して送迎を行う場合のみ対象となる経費

	燃料費	車両に係るガソリン代
	車両リース費	車両のリース代
	車両維持費	車検費用、自動車税に係る費用
	自動車保険料	自動車保険の保険料
	登録免許税	福祉有償運送の場合の登録免許税

補助金額

活動回数に応じて、以下の金額を補助します。

- 人件費：1か月当たり定額**1,000円～5,000円**
- 活動費：実際に支出した金額（1か月当たり上限**5,000円～15,000円**）
※自動車を使用して送迎を行う場合は、上限**10,000円～30,000円**
- 新規立ち上げに要する費用：団体を立ち上げた年度に限り上限**50,000円**

申請手続

以下の書類を提出してください。

交付申請(年度始め)

- 補助金交付申請書
- 活動計画書
- 収支予算書
- 団体の定款、規約、会則等

実績報告(年度末)

- 実績報告書
- 活動報告書
- 収支決算書
- 領収書等、金額の分かる書類

※このほか、交付額を増額変更する場合には変更申請が必要となります。

提出先

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課 認定給付担当

提出方法

持参、郵送又はメール

手続きが簡単

必要な手続きは最小限！
メールでも申請できます

守っていただきたいこと

補助を受けるに当たっては、以下のことを守ってください。

- 活動中の事故等に備えて、賠償責任保険に加入する
- 事故発生時は京都市に報告する
- 活動で知り得た利用者やその家族の情報を漏らさない
- スタッフの清潔の保持、健康状態の管理に努める
- 収支等を記録し、一定期間保存する
- 苦情があった場合は誠実に対応する

地域の支え合い活動で、誰もがいきいきと暮らせる社会へ

地域の支え合い活動は、高齢者の暮らしを幸せにする力を持っています！

地域の支え合い活動の力

その1

なじみの関係の継続

人と人とのつながりや、地域とのつながりが保たれていることが、困ったときに頼り頼られる大きな安心感につながります。

その2

柔軟な対応が可能

介護保険サービスでは頼めないちょっとした困りごとや、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな支援ができます。

その3

これまでの経験が活かせる

あなたがこれまで培った経験や知識が、地域にとってのかけがえのない宝となり、あなたにとっても新たな生きがいに。

さあ、あなたも始めてみませんか？

地域の支え合い活動により、孤独・孤立を防止し、「支える側」、「支えられる側」との関係を超えて、誰もが活躍でき、「居場所」と「出番」のある地域共生社会を一緒につくりませんか？
ぜひ、皆様のお力をお貸しください。
お待ちしております！

お気軽に
お問合せください！

申請書の様式などをわかりやすくまとめた
「京都市地域支え合い活動補助金の手引き」はこちら

<お問合せ先>

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課（認定給付担当）

TEL：075-222-3800 FAX：075-213-5801 メール：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

